

道路運送車両法施行令及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（第一条関係）…………… 1

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（第二条関係）…………… 2

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 法第二章（第六条第二項、第十五条の二第三項（法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。）、第四十三条第二項及び第五章（第六十三条第一項、第六十三条の二（第三項を除く。）、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第六十四条、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の二、第七十四条の三、第七十五条第一項、第七項及び第八項、第七十五条の二第一項、第五項及び第六項並びに第七十五条の四を除く。）に規定する国土交通大臣の権限（次号から第四号までに掲げるものを除く。）</p> <p>（ 自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長</p> <p>二丁四（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5  法第五十四条の三第一項の規定による報告徴収及び立入検査の権限は、自動車若しくはその部分の改造、装置の取付け若しくは取り外しその他これらに類する行為を行った者の事務所その他の事業場の所在地又は自動車の使用の本拠の位置若しくは現在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行つことができる。</p> <p>6・7 （略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。</p> <p>一 法第二章（第六条第二項、第十五条の二第三項（法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。）、第四十三条第二項及び第五章（第六十三条第一項、第六十三条の二（第三項を除く。）、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の三、第七十五条第一項、第七項及び第八項並びに第七十五条の二第一項、第五項及び第六項を除く。）に規定する国土交通大臣の権限（次号から第四号までに掲げるものを除く。）</p> <p>（ 自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長</p> <p>二丁四（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p>

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表（第五条、第六条、第八条関係）

(略)	独立行政法人交通安全環境研究所	(略)	一
(略)	独立行政法人交通安全環境研究所 法（平成十一年法律第 二百七号） 第十六条第 一項	(略)	二
(略)	国土交通省 令	(略)	三
(略)	同条第三項	(略)	四
(略)	一般会計（同法第十二 条第三号及 び第四号に 掲げる業務 （これに附 帯する業務 を含む。） に係る経理 における国 庫納付金に あつては、 自動車検査 登録特別会 計）	(略)	五

現 行

別表（第五条、第六条、第八条関係）

(略)	独立行政法人交通安全環境研究所	(略)	一
(略)	独立行政法人交通安全環境研究所 法（平成十一年法律第 二百七号） 第十六条第 一項	(略)	二
(略)	国土交通省 令	(略)	三
(略)	同条第三項	(略)	四
(略)	一般会計（同法第十二 条第四号に 掲げる業務 （これに附 帯する業務 を含む。） に係る経理 における国 庫納付金に あつては、 自動車検査 登録特別会 計）	(略)	五